

広島県病院経営外部評価委員会【平成24年度 第2回】

会議次第

日時 : 平成24年11月12日(月)16:00～
場所 : 広島県庁 北館2階 第1会議室

1 開会

2 議題

- (1) 経営計画の取組状況(平成23年度)の評価取りまとめについて
- (2) 平成24年度上半期の計画達成状況と平成25年度の取組の方向性について
- (3) 課題・必要な取組の提言等について

3 その他

○広島県病院経営外部評価委員会資料

- ・ 会議次第
- ・ 外部評価委員会 24年度のスケジュール (P 2)
- ・ (1) 経営計画の取組状況(平成23年度)の評価取りまとめ (P3～6) ・ 別冊①
- ・ (2) 平成24年度上半期の計画達成状況と平成25年度の取組の方向性 別冊②
- ・ (3) 課題・必要な取組の意見・提言等
- ・ 広島県病院経営外部評価委員会設置要綱 (P 9)

広島県病院経営外部評価委員会

【平成24年度 第2回】

平成24年11月12日(月)



平成24年度のスケジュール

| 検討課題 | 24年度 | | |
|--|---------------------------------------|---|--------------------------|
| | 第1回(8月) | 第2回(11月) | 第3回(2~3月) |
| 1 点検・評価(経営計画) (・経営計画の点検・評価・公表) | ◎ (病)取組状況・自己評価 ⇒(委)委員意見, 持ち帰り評価 | ● (病)委員評価・意見資料 ⇒(委)評価取りまとめ ★評価報告書(24年12月公表) | |
| 2 次期経営計画の策定に向けて | | ○ ・各病院の平成24年度上半期の計画達成状況について ・各病院が平成25年度に取り組むべき方向性について | ○ 次期経営計画の策定スケジュールについて |
| 3 意見・提言 (・医療の質の向上(病院機能の充実強化, 患者サービスの向上 など) ・経営の効率化 など) | ○ | ○ (委)随時提言 ・病院機能強化策 ・サービス向上策 ・経営効率化 | ○ の提案など |


※議論の比重

○意見・提案・資料要求

◎中間的なまとめ

●委員会アウトプット(取りまとめ)

今回



(1) 経営計画の取組状況(平成23年度)
の評価とりまとめについて

○別冊①【評価表】

○p3 ~p6

『広島県病院事業経営計画(平成21年度～25年度)』の取組状況 に係る広島県病院経営外部評価委員会の評価報告書(案) 【平成23年度の評価】

平成24年 月 日
広島県病院経営外部評価委員会
委員長 谷田 一久

1 広島県病院経営外部評価委員会

広島県病院経営外部評価委員会は、「広島県病院事業経営計画(以下「経営計画」という。)」の取組状況に係る点検・評価等を行う外部組織として平成22年5月に設置され、今年度は3年目になります。本委員会は行政、医学教育、公立病院経営等に精通した各分野の専門家を委員として構成され、公正に、しかも専門的な観点から広島県病院事業を評価しようとするものです。

平成23年度の経営計画の取組状況について、今年度は2回(8月、11月)にかけて議論し、次のとおり取りまとめましたので、ここに報告いたします。

2 評価結果の総括

「経営計画」の3年目にあたる平成23年度は、計画達成に向けた様々な取組が、昨年度より更に具体的に、かつ、着実に進められていると認められ、県立2病院全体としての評価はポジティブで、概ね順調であります。特に広島病院は、救急や周産期医療といった政策医療の分野でも計画を着実に達成しつつ、10億円を上回る経常黒字を計上し、自治体病院として公共性と経済性をしっかり両立させていることを、高く評価しました。

安芸津病院については、経済性の確保に関しては十分ではない面も見られますが、限られた人的物的医療資源のなかで、地域特性を反映した公共性の発揮に努めていることを評価しました。

収支については、収益が平成22年度より6億7,800万円余増加したことに対し、費用合理化などにより3億1,500万円余の費用増加に止まったことから、経常損益は7億4,300万円余となり、2年連続の黒字を達成しています。これは、経営計画に定めた目標等を職員全員が共有し、患者サービスを向上させつつ、増収対策や費用合理化などの経営の効率化を進めた結果であり、医業収益が平成22年度より7億6,800万円余増加したことは、高く評価できます。この状況に満足することなく、更なる課題を見つけ、積極的に課題に取り組み続けるとともに、常に県全体の医療の最適化を視野に入れ、医療安全や人材育成などでリーダー的な役割を果たしていくことを求めます。

3 評価結果

(1) 評価基準

経営計画に基づき、平成23年度に取り組んだ事項について、次の基準により評価を行いました。

| 評価基準 | | 評価の考え方 |
|------|---------------|------------------------------------|
| 評価 | 区分 | |
| ◎ | 計画どおり概ね順調である。 | 計画の達成に向けた、具体的成果がある。又は目標を達成した。 |
| ○ | ほぼ順調である。 | 計画に対して具体的に取組んでおり、一定の成果が認められる。 |
| △ | やや遅れている。 | 計画に対する取組はあるものの、まだ成果に現れていない。取組が不十分。 |
| × | かなり遅れている。 | 計画に対して取組が行われているとは言えない。消極的。 |

(2)各病院の評価結果

①-1 県立広島病院の評価

経営計画に係る取組状況については、平成23年度は12項目に取組んでいます。

そのうち、『◎(計画どおり概ね順調である。)]と評価した項目は9項目で昨年度より3項目増加し、『○(ほぼ順調である。)]と評価した項目は3項目となりました。

救急や周産期医療などの政策医療機能では、引き続き高水準の医療を広域的に提供していると認められます。また、臨床評価指標2010の作成・公表や患者とその家族向けの冊子の作成、地域の医療従事者への研修実施など、医療情報の提供を通じて、医療安全や患者サービスの向上、地域連携に積極的に取り組んでいることが窺われます。さらに、様々な取組を通じて、目標指標10項目のうち8項目を達成し、前年度を大幅に上回る10億円の経常収支黒字を達成するなど、着実な計画達成は高く評価できるものです。

なお、取組方針ごとの委員会評価意見は別紙「評価表」に記載のとおりです。

①-2 評価結果の内訳

ア 評価ごとの項目数

| 評価区分 | H23 | H22 (参考) |
|--------------|------|-------------|
| 評価結果『◎』とした項目 | 9項目 | 5項目 |
| 評価結果『○』とした項目 | 3項目 | 7項目 |
| 評価結果『△』とした項目 | 0項目 | 0項目 |
| 評価結果『×』とした項目 | 0項目 | 0項目 |
| 合計 | 12項目 | 12項目 |

イ 取組方針ごとの評価

| 番号 | 取組方針 | 自己評価 | 委員会評価 ()はH22 | |
|---------------------------|--------------|---------|------------------|------|
| 1 政策医療機能 | | | | |
| 1 | 救急機能の強化 | ◎ | ◎(◎) | |
| 2 | 周産期医療提供体制の強化 | ◎ | ◎(◎) | |
| 3 | がん診療機能の強化 | ○ | ○(○) | |
| 2 医療人材の育成・派遣機能 | | | | |
| 4 | 人材の確保・教育・派遣 | ○ | ○(○) | |
| 5 | 医療の安全と質の向上 | ◎ | ◎(○) | |
| 3 患者サービスの向上と経営の効率化 | | | | |
| 6 | 患者サービスの向上 | ◎ | ◎(○) | |
| 7 | 経営の 効率化 | 増収対策 | ◎ | ◎(◎) |
| 8 | | 費用合理化対策 | ◎ | ◎(◎) |
| 9 | | 経営機能の強化 | ◎ | ◎(○) |
| 4 連携強化 | | | | |
| 10 | 地域連携状況等 | ◎ | ◎(○) | |
| 11 | (2病院) 協力状況 | ◎ | ○(○) | |
| 5 決算、目標指標 | | | | |
| 12 | 収支改善、目標指標 | ◎ | ◎(◎) | |
| 総合評価 | | | ◎(○) | |

②-1 県立安芸津病院の評価

経営計画に係る取組状況については、平成23年度は10項目に取組んでいます。

そのうち、『◎(計画どおり概ね順調である。)]と評価した項目は項目、『○(ほぼ順調である。)]と評価した項目は_項目、『△(やや遅れている。)]と評価した項目が1項目となりました。

患者数や病床利用率が減少し、資金収支も233百万円の赤字となっているものの、電子カルテシステムの導入、広島病院からの初期・後期研修医の受入などの新たな取組や、契約手法等の見直しによる経費削減など、様々な取組を行っていることは評価でき、経営計画の進捗状況は概ね順調である(総合評価○)と評価しました。

今後は、再定義した基本理念である「地域が一体となった医療提供体制の構築」という方向性の中で、具体的な課題にどう取り組み、地域特性を反映した成果を出しているかという点が、問われるものと考えます。これまで、収集・分析した経営情報を活用し、組織が一体となって、戦略的で具体的な対策に取り組んでいくことを期待します。

なお、取組方針ごとの委員会評価意見は別紙「評価表」に記載のとおりです。

②-2 評価結果の内訳

ア 評価ごとの項目数

| 評価区分 | H23 | H22 (参考) |
|--------------|------|-------------|
| 評価結果『◎』とした項目 | 項目 | 2項目 |
| 評価結果『○』とした項目 | 項目 | 8項目 |
| 評価結果『△』とした項目 | 1項目 | 0項目 |
| 評価結果『×』とした項目 | 0項目 | 0項目 |
| 合計 | 10項目 | 10項目 |

イ 取組方針ごとの評価

| 番号 | 取組方針 | 自己評価 | 委員会評価 ()はH22 | |
|---------------------------|-------------|---------|------------------|------|
| 1 政策医療機能 | | | | |
| 1 | 安芸津病院の機能検討 | ○ | ○(○) | |
| 2 | 政策医療の実施 | ○ | (○) | |
| 2 医療人材の育成・派遣機能 | | | | |
| 3 | 人材の確保・教育・派遣 | ○ | ○(○) | |
| 4 | 医療の安全と質の向上 | ○ | ○(○) | |
| 3 患者サービスの向上と経営の効率化 | | | | |
| 5 | 患者サービスの向上 | ◎ | ◎(◎) | |
| 6 | 経営の 効率化 | 増収対策 | △ | ○(◎) |
| 7 | | 費用合理化対策 | ◎ | (○) |
| 8 | | 経営機能の強化 | ○ | ○(○) |
| 4 連携強化 | | | | |
| 9 | (2病院)協力状況 | ○ | ○(○) | |
| 5 決算、目標指標 | | | | |
| 10 | 収支改善、目標指標 | △ | △(○) | |
| 総合評価 | | | ○(○) | |



Ⅱ 平成24年度上半期の計画達成状況 と平成25年度の実施の方針について

○別冊②



Ⅲ 課題・必要な取組の意見提言等 について

広島県病院経営外部評価委員会 設置要綱

(設置目的)

第1条 県立病院の経営に関し、外部有識者の専門的な視点による病院経営の実践的取組に関する提言を得て、県立病院運営の充実を図るため、「広島県病院経営外部評価委員会(以下「委員会」という。)」を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、病院事業の次に掲げる事項について検討し、必要な助言・提言を行う。

- (1) 広島県病院事業経営計画の点検・評価・見直しに関すること
- (2) 県立病院の実践的な経営改善、医療サービスの向上に関すること
- (3) その他病院事業管理者が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、病院事業管理者が委嘱した10人以内の委員によって構成する。

- 2 委員の任期は、原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員会は、必要に応じて専門部会を設けることができる。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は委員の互選とし、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。
 - 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
 - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(オブザーバー)

- 第5条 委員会に、オブザーバーを置く。
- 2 病院事業管理者は、オブザーバーとして委員会に出席する。
 - 3 オブザーバーは、委員会において意見を述べるができる。

(委員会の会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、やむを得ないと認められる場合において、事前に資料説明し、意見を聴取することにより、出席に代えることができる。
- 3 委員会は、必要に応じて委員以外の者に会議への出席を求め、又は他の方法により意見を聴取することができる。
- 4 会議は、原則として公開とし、審議の概要は、公表するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、委員会が会議の一部又は全部を公開しない旨を出席委員の過半数により決定したときは、この限りではない。

- (1) 広島県情報公開条例(平成13年3月26日 条例第5号)第10条に規定する不開示情報が含まれる事項について審議を行う場合
- (2) 公開することにより、会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、病院事業局県立病院課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年5月18日から施行する。
- 2 この要綱は、広島県病院事業経営計画(平成21年度～平成25年度)の対象期間の審議満了(平成26年度)をもって、その効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年1月12日から施行する。